

## 論点案に関する委員意見

○石野	富志三郎委員	・ ・ ・ ・ ・	1
○小島	勇人委員	・ ・ ・ ・ ・	2
○後藤	芳一委員	・ ・ ・ ・ ・	3
○中西	由起子委員	・ ・ ・ ・ ・	5

## ○石野 富志三郎委員

グループ③：消費者としての障害者の保護（27条）、選挙等における配慮（28条）、司法手続における配慮等（29条）

（論点案）

①：【27条】障害者の消費者被害の事前防止及び被害からの保護

②：【28条①】選挙等における必要な配慮の提供

③：【28条②】公的活動への障害者の参画の拡大（審議会委員への登用の促進等）

④：【29条①】司法手続における必要な配慮の提供及び研修の実施

⑤：【29条②】障害を有する受刑者・出所者等に対する処遇及び支援の在り方（その他の論点候補）

①：【28条】成年後見制度と選挙権について

以下、追加検討をお願いしたい項目

27条 ②事業者（企業）から消費者への情報提供に関する責務の明確化

特定商取引法により、悪質な消費者販売については一方的に契約を解除することができる「クーリング・オフ」制度がありますが、この制度では、一定の要件をクリアしなければその使用ができません。

そのほかの救済措置として、クーリング・オフ期間を過ぎても消費者契約法に基づく契約無効・取り消し等の方法がありますが、その場合は、クーリング・オフのような消費者からの一方的な契約解除は出来ない状況です。

消費者契約法は消費者保護の観点から作られた法律ですが、特定商取引法に基づいた情報の開示は万人が理解できる内容ではなく、ことに障害を有する場合、十分に理解ができないまま契約に至る場合も多々あります。

そういった事例を防ぐためにも、消費者への情報提供について、特定商取引法に記載されている内容についても、あらゆる消費者が理解できる手段での情報提示について、責務を明確に法律に記載する必要があるのではないかと思います。

## ○小島 勇人委員

### 「選挙等における配慮（２８条）」の論点追加案

- ① 不在者投票のできる施設の対象に知的障害者施設を加えることについて
- ② 郵便等投票のできる者及び郵便等投票における代理記載のできる者の範囲を拡大することについて
- ③ 郵便等投票について、視覚障害者が点字で投票できるようにすることについて
- ④ 演説会等において、演説内容を要約筆記し、その文字を OHP スクリーンに投影することを可能とすることについて
- ⑤ 最高裁判所裁判官国民審査における視覚障害者の点字投票においても、一般投票者と同様に記号等により投票できるようにすることについて

## ○後藤 芳一委員

### ◆小委員会ごとの取りまとめの方法について

1. 障害者基本法では、「政府は、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画を策定する」（基本法第11条第4項、一部意訳）とされています。
2. 上記の、「政策委員会の意見を聴く」という部分につき、①「聴く」ことの実体的な方法と、②障害者政策委員会（親委員会）と小委員会の役割について確認させていただきたく思います。
3. 小委員会の場に各省と委員が集まって議論するのは、（単に言いつ放しにするのではなく）意見交換を通じて可能な限りで方向性を共有すること、それを各省が受けとめて政策立案に反映させることが、「聴く」の実質的な意味であると理解します。
4. その場合、小委員会の各グループや、各論点について、どのような方向性が得られたのかを適切にまとめることが必要と考えます。  
「まとめる」とは、限られた時間のもとであり、かつ、法案を作る作業でもありませんので、些細な文言の調整に終始するのではなく、大筋のあり方を必要十分な範囲で文字にしておくという趣旨です。やむを得ない場合は、両論併記などの方法もあろうかと思えます。
5. 政策委員会には、基本計画をもとに、いわゆる監視機能（法第32条第2項第3号）を果たしていくことが求められ、また、基本計画をもとに都道府県等が計画を作ることになります。  
これらの際に、基本計画は規範となる位置づけにあります。それらを考えると、（単に基本計画の本文に書かれた文言だけではなく）どのような議論をして政策（基本計画の各論（現行基本計画では「Ⅲ」の部分）のそれぞれが立案されたかを適切に整理しておくことは、小委員会の議事録を保管・公表しておくこととともに、重要と考えます。
6. そこで、改めて事務局からのメールを拝見しますと、第3回の終わりに「（最後）小委員会での議論を簡単に総括」と書かれています。

7. これがもし、文書による十分な取りまとめをしないという趣旨（例えば、簡単な座長メモのような形）であれば、上記1. ～5. の観点から問題が生じると考えます。

あるいは万一、まとめの議論は、親委員会で行うという趣旨であっても、小委員会ごとの論点をまとめておかないと、親委員会で総括する際に、委員や傍聴者にとって、参加していない小委員会が出した方向性について、正確な情報が共有できないという問題が生じると思います。

以上が杞憂であれば結構ですが、念のために提出します。小委員会の運営に関わることで、小委員会を始める前に整理していただけますと幸甚に存じます。

## ○中西 由起子委員

### ① 【27条】 障害者の消費者被害の事前防止及び被害からの保護

#### 1-1 消費者としての意識をもつために消費者としての権利に関する教育を行う

○

27条は改正基本法に初めてでてきた条項であるため、その意義を障害者に知らせなければならない。具体的には、消費者とは「代価を払って最終的に商品を使用する、もしくはサービスを受ける者」という意識を障害者に徹底させるためにパンフレットの作成、障害者を対象とした講習会の開始などの実施が考えられる。

#### 1-2 合理的配慮提供に留意した障害者に対応した被害等に関して相談する相談システムを構築する

#### 1-3 消費者ホットラインや消費生活センター、国民生活センターの職員に対する、障害の特性や女性障害者の問題を含む障害に関する教育を行う。

### ② 【28条①】 選挙等における必要な配慮の提供

#### 2-1 選挙等に関する情報の提供に当たっては、障害の特性に応じて適切な提供方法がとられるよう早急に改善を図る。

点字及び音声による選挙公報等の発行が十分にはなされていないことや、政見放送において字幕・手話の付与が十分にはなされていないこと等、障害のある人が選挙等に関する情報を得ることが困難な状況がある。

また知的障害者が選挙に参加しやすくするために、立候補者を番号やシンボルマークで識別する方法も考えなければならない。

#### 2-2 投票所への移動支援の充実や、投票所の設置及び設備に関するバリアフリー化（エレベーターのない2階以上の室への設置を避けること、スロープ設置による段差解消等）等の合理的配慮がすべての地域において実行され、障害者が平等に投票を行えるようにする。

一見バリアフリー化が完備しているように見える投票所でも、座って記入ができるように台が低く準備された障害者用記入ブースが一般のブースと並べて設置され、記入内容が見えたり、聞こえたりするのではないかという危惧感を障害をもつ投票者に抱かせている。

### ③ 【28条②】 公的活動への障害者の参画の拡大（審議会委員への登用の促進等）

#### 3-1 障害者が必要な支援のもと選挙活動が行えるよう、選挙運動員とは別に手

話通訳や移動介助者等の介助者を公的に保障する等の具体的方策を実施する。障害者が立候補した際には、非障害者と同等な活動を保証する合理的配慮の提供は必須である。

3-2 手話・字幕・点字等の媒体で障害の種別・特性に応じた適切な提供方法がとられ、国会中継、国会会議録等の国会審議に関する情報が等しく提供されるよう改善を図る。

公的活動参加の前提となる審議内容を知りたくても、アクセスが限られている。

#### 【29条①】 司法手続における必要な配慮の提供及び研修の実施

3-3 手話通訳者、筆記者、知的障害者の支援者等の立ち会い等を含め、障害の特性に応じた情報伝達とコミュニケーション確保の保障がなされるよう必要な措置を講ずる。

特に刑事訴訟手続からこの問題は指摘されているが、特に判決が知的障害者に対してなされる場合に本人に理解できる内容や言葉遣いでなされていないことや、それが視覚障害者に対してなされる場合にも点字による判決が交付されないことは問題である。また、公判段階においては、手続的な保障がないままに自白がなされた場合には、証拠として採用されないような仕組みを検討する。

3-4 捜査段階における適正な手続を担保する観点から、被疑者取調べの全面的な可視化を行う。

3-5 民事訴訟手続において、障害者の稼働能力が低く認定される逸失利益の認定が低くおさえられないよう、裁判所での認定制度の在り方を改善する。

3-6 障害の特性、手話言語や障害に配慮したコミュニケーションなどの合理的配慮、生活支援の基本などについての理解等を深める研修を必須とする。

#### ④ 【29条②】 障害を有する受刑者・出所者等に対する処遇及び支援の在り方

4-1 受刑者が利用する建物等の物的な設備におけるアクセス、情報提供におけるアクセス、医療面での配慮等がされるよう合理的配慮の提供を徹底する。

(その他の論点候補)

##### ① 【28条】 成年後見制度と選挙権について

1-1 選挙権、被選挙権に関する成年被後見人の欠格条項については、後見人が付いているかどうかで差別化する人権侵害の側面が強いことから廃止をする。権利を擁護するはずの法律が、主権者として重要な投票権を奪う現状は変えなければならない。

2012年9月4日

小委員会 グループ③  
委員各位

障害者政策委員会委員  
中西 由起子

### あらゆる施策に男女平等の視点を

第2回委員会において、これから検討する基本計画が「障害者権利条約」を基礎とすべきであることは、委員の中で共通理解であったと思います。私は「障害者権利条約」第3条一般原則（g）男女平等、第6条 障害のある女子、を尊重し、基本計画において障害のある女性の複合差別の解消が盛り込まれることを切に望むものです。

我が国の障害者基本計画において「女性」が言及されたことは過去一度もありませんでした。今回これを初めて盛り込むことが重要です。しかし、障害のある女性の複合差別の解消が文言として基本計画に盛り込まれていくことだけでは目的は達成できません。あらゆる施策に男女平等の視点を盛り込み、同時に、女性障害者が抱えている特別な困難の解消に、意識的に取り組むことが重要です。そこで、3点の重要な視点を別紙で指摘いたします。

なぜ、女性障害者が抱えている特別な困難の解消が、新しい障害者基本計画に盛り込まれなければならないのか？それは、**複合差別**の解消に努力することが「女子差別撤廃条約」締結国としての我が国の責務だからです。女性障害者は障害者である以前に女性です。障害のある女性とそれ以外の女性が平等に「女子差別撤廃条約」の適用をうけるべきです。この当たり前のことを、主張しなければならぬほど障害女性の置かれている状況は立ち遅れています。

**複合**とは、第2条に規定された締結国が負うべき一般的義務の範囲を理解するための基本概念である。性別やジェンダーに基づく女性差別は、人種、民族、宗教や信仰、健康状態、身分、年齢、階層、カースト制及び性的志向や性同一性など女性に影響を与える他の要素と密接に関係している。性別やジェンダーに基づく差別は、このようなグループに属する女性に男性とは異なる程度もしくは方法で影響を及ぼす可能性がある。締結国は、かかる複合差別及び該当する女性に対する複合的な影響を法的に認識ならびに禁止しなければならない。（女子差別撤廃委員会 一般勧告第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締結国の主要義務、2010年10月10日より抜粋）



## 別紙

### 小委員会各グループに共通して重要な「3つの視点」

#### (1) 男女別データに基づく計画策定とその監視の重要性

男女共同参画会議監視専門委員会が出した意見では、男女別の統計情報が未整備のため、基本計画における成果目標がどのくらい達成できたのかの監視に支障をきたしていることが述べられています。これは障害者基本計画においても共通の課題です。現状を把握する場合には、障害者とそれ以外の人の平等だけでなく、障害者の男女間の平等も監視することが重要です。

第2で述べた「雇用・セーフティネットの再構築」という文脈から一例を挙げれば、障害者や高等学校中途退学者等についての男女別の統計情報が現状では未整備である。これらの例にとどまらず、施策を効果的に推進するためには、男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握することが必要であることから、政府においては、人に関する成果目標の現状を示す統計で男女別データを把握していないものについて、代替的な方法により男女別の現状を把握することを含めて、速やかに改善を図るための措置を講ずる必要があり、その他の統計情報についても可能な限り男女別データを把握するよう努めるべきである。(第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(出所:「雇用・セーフティネットの再構築」及び「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)平成24年7月 男女共同参画会議監視専門調査会)

#### (2) 男女平等の実現を阻害するような計画や施策は立てないことの確認

締約国が女性に対し市民、政治、経済、社会及び文化的権利の平等な享受を直接もしくは間接的に否定することになるような法律、政策、規制、プログラム、行政手続き及び組織構造を構築しない(女子差別撤廃委員会 一般勧告第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締結国の主要義務、2010年10月10日より抜粋)

なにか、阻害要因となるかは当事者が政策立案及び実施過程に参画していくことで初めて明らかになります。「私たち抜きに私たちのことを決めないで! (Nothing about us, without us!)」、障害女性当事者の参画を促進することが重要です。また、参画を促進するために、第3次男女共同参画基本計画が推奨するように、「実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」を導入すべきです。積極的改善措置とは女子差別撤廃条約第4条における暫定的

特別措置（性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度など）を示します。

暫定的措置：締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。（女子差別撤廃条約第4条1）

### （3）障害のある女性とそれ以外の女性間に格差を無くすことの確認

女性障害者は障害者である以前に女性です。障害のある女性とそれ以外の女性が平等に「女子差別撤廃条約」の適用をうけるべきです。この当たり前のことを、主張しなければならないほど障害女性の置かれている状況は立ち遅れています。

家庭内暴力の被害者になる女性には障害のある女性の確率が高いことがわかっています。リスクの高いグループとして障害女性の人権擁護が確かなものとなるよう、救済施策は実効性のあるものでなければなりません。DV被害者を収容するシェルターが2階以上の場所にあり、そこにエレベータの設置がないため、車いすの女性障害者が利用できない。日常生活に手助けが必要な女性障害者が、その施設入所を拒否される。などは、典型的な不作為です。また、障害児をもつ女性がDV被害者として収容施設を利用する場合も、介助が必要な子どもと分離されることがないようにすることが重要です。

日本人の中に根付いている「性別役割分業意識」の弊害として、女性障害者は教育や訓練の機会を家族によって制限されたり、結婚や独立を反対されたりしています。さらに、障害女性の妊娠・出産がそれ以外の女性の妊娠・出産と同様に保障され性と生殖の権利が、守られることは基本的人権に他なりません。

母子生活支援施設に入所している、あるいは生活保護を受給している母子世帯の状況を見ると、特に困難を抱える母子世帯の背景には、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）や病気・障害の問題があったり、外国籍の母が増加したりする傾向がみられるとの調査結果もある。（出所：「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女についてとりまとめに向けた論点整理」、男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会 平成21年3月26日）